

平成23年度組織的な大学院教育改革推進プログラム
「女性の高度な職業能力を開発する実践的教育」
「キャリア形成のための院生自主企画」実施報告

I. 自主企画の内容

(1) 企画の名称

「医療社会学における質的研究を学ぶ～インフォームド・コンセントとインタビュー～」

(2) 開催日時・会場

2011年6月11日(土) 10:00～16:30 N棟399室

(3) 講演者

福本 良之(千葉大学大学院看護学研究科付属看護実践研究指導センター)

(4) 企画者

齋田 晃子(人間文化研究科博士前期課程国際社会分科学専攻社会情報学コース)

(5) 支援教員

栗岡 幹英(文学部人文社会学科教授)

(6) 参加人数

11名(内訳:[学内]教職員1名,大学院生7名,学部学生・研究生2名,[学外]1名)

(7) 自主企画概要

保健分野での質的研究をめざす院前期・後期課程学生を中心に、医療社会学の視点や質的調査研究の実践的方法論を学び、各々の参加者の研究計画も素材に討議を行い、その成果を今後の研究活動に活かすことを目的として研究会を実施した。

講演では、インフォームド・コンセントの考え方として、医療における法的概念と生命倫理について学び、インフォームド・コンセントは「法的概念」であるということを再認識した。

そして、どういった場合にインフォームド・コンセントが成立するのかということについて学びを深めた。

また、医療訴訟のケースからは医療社会学で取り上げるべきケースについて学ぶことができた。

次に、質的研究調査を実施するにあたっては、まず調査対象者のいるところに足を運ぶことが重要であること、量的研究で論証可能な場合は質的研究は実施しない。調査対象者の行為選択を明らかにしようとする場合に質的研究は有効であるということを学んだ。

質的研究に取り組むときのポイントとしては、調査協力者の心情理解を試みないこと、調査協力者の行為選択の過程解明を試みるということが重要であるなどについて理解を深めた。調査研究設計案の検討では、4名の研究計画を発表しディスカッションを行った。

(発表者：佐藤淑子・斉田晃子・竹原智美・藤原奈緒)

それぞれの調査研究設計案に、社会学的視点からの助言をいただき、今後、研究を進めていくうえにおいて、明確にするべきことや深めていかなければいけないことなどを学んだ。

II. 実施報告

1. 講演内容（資料1参照）

1.1 インフォームド・コンセントとは

アメリカでは、医療裁判がきっかけとなり、インフォームド・コンセントの必要性が言われ始めたが、日本では1990年代に日本医師会が取り上げ始めたという経緯がある。したがってインフォームド・コンセントは法的概念に基づくものである。医師は患者やその家族に対して助言義務があるのである。

しかしながら、日本の医療現場においてはインフォームド・コンセントの概念が脳死や臓器移植などの例から倫理化されている状況がある。生命倫理や医療倫理としてとらえるのは正しくない。倫理と法律では法律が優先されるのである。医療は法律に従って行われている行為である。看護職も保健師助産師看護師法にのっとりて業を行っているのである。そして、インフォームド・コンセントの成立においては看護職が重要な役割を果たしている。

また、インフォームド・コンセントとは単に承諾書に署名をしたということで、成立するものではない。患者やその家族が署名をしても、納得をしていなければ書類は認められず、医師は免責されないということを認識しておくことが必要である。

1.2 医療訴訟のケースから

医療ミスや治療の結果が想像していなかった悪い結果となってしまった4ケースより、家族は「なぜそうなったのか？」という事実が知りたいのである。したがって、事後の医療職側からの事後説明が十分になされていたら、訴訟を回避されることもある。不幸な結果が生じた場合に、患者やその家族の納得を得るための説明義務があるということである。

訴訟のケースには、①患者の訴えている内容が理解しがたいケース、②医師の説明が理解しがたいケース、③患者も医師も訴えの内容が理解しがたいケース、④患者も医師も訴えて

いる内容が理解できるケースがある。この、患者も医師も訴えている内容が理解できるケースこそ医療社会学で取り上げるべきケースなのである。

また、訴訟で敗訴になった原告で満足している人はいない。なかには、弁護士や裁判官を恨んでいる原告がおり、反対に被告以外の医師を信頼している原告が少なくない。

1.3 質的研究の進め方とポイント

まず、調査対象者のいるところに足を運ぶことが重要である。質的研究は「調査ありき」ではなく、「何を研究するのか」が決まってから取り組むこと。量的研究で論証可能な場合は、質的研究は実施しない。行為選択を明らかにしようとする場合に質的研究は有効である。

質的研究に取り組むときのポイントとして、①調査協力者の心情理解を試みないこと、②逐語録において鑑賞は行わない、③調査協力者の行為選択の過程解明を試みるということが重要である。

2. 調査研究設計案の検討

佐藤淑子：テーマ「日本の病院環境に適した感染管理システムの構築に関する研究」

竹原智美：テーマ「がん検診の未受診者の質的研究」

齋田晃子：テーマ「生活習慣病予防における特定健康診査の受診行動に影響を及ぼす要因について」

藤原奈緒：テーマ「地域の健康づくり活動への住民参加・参画の課程の検討」

以上4名が、研究計画を発表した。

それぞれの調査研究に関して、今後の研究を進めていくためのディスカッションをおこない、社会学的な研究にするための視点や明らかにしようとすることは何か、言葉の意味及び使い方などについての助言をいただいた。

3. 研究会を開催して（総括）

参加者から以下のような感想が寄せられた。

インフォームド・コンセントについては、「あくまで法的概念であるが、生命倫理に関するものと誤解されている」との話が新鮮だった。私自身の経験からは、手術前に「手術してみないとわからない」「手術したからといってその症状がなくなるとは限らないし、手術しなくても治るかもしれない」などという説明を聞いて、「やっぱり医師の説明は医師自身のためにしているのだな」と感じた経験があり、生命倫理とインフォームド・コンセントは結びつきようが無かったからである。

講義の中で、インフォームド・コンセントは生命倫理の問題ではないが、そこに含まれる

助言義務には生命倫理が反映されているという内容があった。私は、インフォームド・コンセントとか患者の意思決定などというが、疾患や治療によっては危機的状況にある人もおられ、そのような時に治療法を選択・決定するような心理的負荷をかけることに疑問を持っていた。今回の講義により、医師が本当に助言義務を果たしてくれるなら、インフォームド・コンセントが「説明と同意」として成立すると感じた。

医療訴訟の事例からは、事前に承諾書に署名しているだけでは、インフォームド・コンセントが成立していないということを学び、医療現場でインフォームド・コンセントが成立しているのか否かの判断は難しいと感じるとともに、看護職が果たす役割を考えさせられた内容であった。

研究計画については、「表面的に終わるのではなく“社会学とはどういう学問か”を理解した方がいい」とのアドバイスがあった。既に、これまで何点か社会学の論文を読んできたが、言い回しが難しく理解しにくいためか、「社会学とは」という肝心の問いかけを忘れていたように思った。まずは、社会学入門のような分かりやすい著書で学んでみようと思った。

講師からは研究を進めていくうえで参考となる多くの文献の紹介があり、社会学の基本を学ばなくてはならないと感じた。

研究の過程がイメージでき、質的研究については、どういう点が有効なのか、また、留意点について理解できた。

以上の感想から、保健分野において仕事をしている院生にとって、社会学的視点を身につけることの必要性を感じた研究会であった。

また、研究を進めていくうえでは、具体的に研究テーマに関して「モデルとなるような取り組みを実施しているところを調査対象としてはどうか」という助言や、「ヘルスプロモーション」、「エンパワメント」という言葉の使い方が、本質と違うのではないかという指摘をいただき、モデル事例のデータ収集・分析を行うこと、研究内容で明らかにしたいことに適した言葉の使用について学びを深めることができ、研究設計においては、対象者数や調査項目など基本的なことに関しても助言をいただき、研究設計を再検討する必要があることを学ぶことができた研究会だったと思われる。

(文責：齋田 晃子)